

## 【妊婦のための出産応援ぷらす事業】

# 分娩取扱施設等への交通費支援助成金について



いちき串木野市は、分娩可能な機能を有する施設がなく、また不妊治療のうち生殖補助医療を行う施設も遠方にある。このような現状から、経済的負担の軽減を図るため、妊娠出産にかかる交通費を助成します。

### ◎対象となる方

(本市に住民票があり、市税等市が徴収すべき使用料等の滞納がなく、以下のいずれかに該当する方)

- ・母子健康手帳の交付を受けた妊婦さん
- ・不妊治療（生殖補助医療）を受けている方

### ◎助成について



	助成金の対象内容	助成金の額等
妊婦さん (分娩時の移動の場合)	住所地（里帰り出産の場合は里帰り先の居住地とする）から医療機関等までの移動に要した交通費で往復1回分	・公共交通機関または自家用車での移動 →8割を助成 ・タクシーによる移動 →実費額の8割を助成（片道上限5,000円以内）
不妊治療 (生殖補助医療) を 受けている方	住所地から実施施設まで概ね60分以上の移動時間を要する場合で、単年度で往復36回まで	公共交通機関または自家用車での移動 →8割を助成

### ◎申請について

	申請に必要なもの
妊婦さん	①分娩取扱施設等への交通費支援助成金交付申請書兼請求書 ②分娩取扱施設等への交通費支援助成金交付申請内訳書 ③出産の状況が明記されているものの写し ④交通費に係る領収書または利用証明書
不妊治療 (生殖補助医療) を 受けている方	①分娩取扱施設等への交通費支援助成金交付申請書兼請求書 ②分娩取扱施設等への交通費支援助成金交付申請内訳書 ③不妊治療等受診証明書写し及び治療等に要した領収書の写し ④交通費にかかる領収書または利用証明書

- ・助成に該当するか事前にお問合せください。
- ・該当する場合は、分娩取扱施設等を受診した日の翌日から6か月以内に申請してください。
- ・申請書類の確認後に助成決定を行い、助成金額を文書にて通知します。

### ◎お問合せ

いちき串木野市子どもみらい課子育て健康係（串木野健康増進センター内）  
〒896-0035 いちき串木野市新生町183番地3 TEL0996-24-8310